

認可外保育施設指導監督基準 自己点検表

(乳幼児数6人以上用)

施設名	
点検年月日	年 月 日

全ての項目において基準に適合していることが市において確認できた場合に、
認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されます。

尼崎市
〔令和6年4月改訂〕

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 1 保 育 に 従 事 す る 者 の 数 及 び 資 格	1 保育に従事する者の数 乳児 おおむね 3 人につき 1 人以上 幼児 ・ 1, 2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人以上 ・ 3 歳児 おおむね 20 人につき 1 人以上 ・ 4 歳児以上 おおむね 30 人につき 1 人以上 ※ 以下、乳児及び幼児を 総称する場合は、「乳幼 児」とする。 [考え方] ここでいう保育に従事 する者は、その勤務時間 を常勤職員に換算（有資 格者、その他の職員別に それぞれの勤務延べ時間 数の合計を 8 時間で除し て常勤職員数とみな ず。）して上記の人数を 確保すること。	保育に従事する者の必要数の算出 ※ 以下、必要数の算出は年齢別 に小数点 1 桁（小数点 2 桁以下 切り捨て）目まで算出し、その 合計の端数（小数点 1 桁）を四 捨五入する。 a 調査日の属する月を基準月と し、月極めの利用契約乳幼児数 を基礎とする。（以下「基礎乳幼 児数」という。） b 時間預かり（一時預かり）があ る場合は、基礎乳幼児数に時間 預かりの乳幼児数を加えるこ と。（以下「総乳幼児数」とい う。） c 常時、保育に従事する者が、複 数配置されているか。 また、主たる開所時間を超 える時間帯については、現に保育 されている乳幼児が 1 人である 場合を除き、常時、2 人以上の保 育に従事する者を配置している か。	・主たる開所時間において、月 極契約乳幼児数に対して保育 に従事する者が不足してい る。 ・主たる開所時間において、総 乳幼児数に対して保育に従事 する者が不足している ・契約乳幼児の在籍時間帯に保 育に従事する者が 1 人勤務の 時間帯がある。 ただし、主たる開所時間を超 える時間帯について、現に保 育されている乳幼児が 1 人 ある場合を除く。	（評価事項に記載のよう な状況は見られないか） 不足している ・ 不足していない 不足している ・ 不足していない 1 人勤務の時間帯がある ・ 1 人勤務の時間帯がない
	2 保育に従事する者の有資格者の数 [考え方] ここでいう有資格者 は、保育士（国家戦略特 別区域法第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区 域内にある施設にあって は、保育士又は当該事業 実施区域に係る国家戦略 特別区域限定保育士。以 下同じ。）又は看護師 （准看護師を含む。）の 資格を有する者をいう。	有資格者の数が保育に従事す る者の必要数の 3 分の 1（保育に従 事する者が 2 人の施設又は 1 の c により 1 人が配置されている時間 帯については 1 人）以上いるか。 a 月極契約乳幼児数に対する有 資格者の数 b 総乳幼児数に対する有資格者 の数 ※ 有資格者の算出に当たっ ては、小数点 1 桁を四捨五入	・月極契約乳幼児数に対する保 育に従事する者数について、 有資格者が不足している。 ・総乳幼児数に対する保育に従 事する者数について、有資 格者が不足している。	不足している ・ 不足していない 不足している ・ 不足していない
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は 保母、保父等これに紛らわしい 名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士 が、その業務に関して国家戦略 特別区域限定保育士の名称を表 示するときに、その資格を得た 事業実施区域を明示し、当該事 業実施区域以外の区域を表示し ていないか。	・保育士でない者に保育士、保 母、保父等の名称を使用す るなど、左記事項に違反してい る。 ・資格を得た事業実施区域を明 示していない、又は当該事業 実施区域以外の区域を表示す るなど、左記事項に違反して いる。	違反している ・ 違反していない 違反している ・ 違反していない

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第2 保育室等の構造、 設備及び面積	1 保育室の面積 〔保育室面積の考え方〕 当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり 1.65 m ² 以上確保されているか。	・不足している。	不足している ・ 不足していない
		a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足している。	不足している ・ 不足していない
	2 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。	a 調理室は、当該施設内において専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・調理室（施設外調理等の場合） にあっては必要な調理機能がない。	調理室なし ・ 調理室あり
			・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 「調理機能」のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。	区画されていない ・ 区画されている
			・区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。	運用面の問題あり ・ 運用面の問題なし
			・衛生的な状態が保たれていない。 (例) 清掃がなされていない。	保たれていない ・ 保たれている
3 おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	・区画されていない。 (保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。)	区画されていない ・ 区画されている	
		・区画が不十分 (ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。)	区画が不十分 ・ 区画が十分	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第2 保育室等の構造、 設備及び面積	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 窓等採光に有効な開口部がない。 <p>建築基準法第 28 条第 1 項及び同法施行令第 19 条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の 5 分の 1 以上であることが望ましい。</p>	有効な開口部がない ・ 有効な開口部がある
		b 換気が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 窓等換気に有効な開口部がない。 <p>建築基準法第 28 条第 2 項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の 20 分の 1 以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。</p>	有効な開口部がない ・ 有効な開口部がある
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに 2 人以上の乳幼児を寝かせていないか。	<ul style="list-style-type: none"> 同一の乳幼児用ベッドに 2 人以上の乳幼児を寝かせることがある。 	寝かせることがある ・ 寝かせることがない
	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 便所用の手洗設備が設けられていない。 	設けられてない ・ 設けられている
		b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> 手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。） 	不衛生 ・ 清潔
		c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	<ul style="list-style-type: none"> 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 	区画されていない ・ 区画されている
		<ul style="list-style-type: none"> 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。） 	不衛生 ・ 清潔	
(2) 便器の数	a 便器の数が、おおむね幼児 20 人につき 1 以上であるか。 ※ 特に支障がない場合便所が、同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 基準より便器の数が大きく不足している 	不足している ・ 足りている	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 3 非常災害に対する措置	1 (1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。	・消火用具がない。	な い ・ あ る
			・消火用具の機能失効。	失効している ・ 有効である
	b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	周知されていない ・ 周知されている	
	(2) 非常口の設置	a 非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、指導基準第4により評価を行うものとする。	・保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。	退避用経路がない ・ 退避用経路がある
2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※ 30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。	【30人以上の施設】 ・具体的計画（消防計画）を作成、届出をしていない。	作成・届出していない ・ 作成・届出している	
		【30人未満の施設】 ・具体的計画を作成していない。	作成していない ・ 作成している	
	b 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※ 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。	・30人以上の施設であって選任、届出をしていない	選任・届出していない ・ 選任・届出している	
(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	a 訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・訓練が1年以内に1回も実施されていない。	実施していない ・ 実施している	
		・訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。	実施していない ・ 実施している	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果				
第 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 保育室が2階の場合の条件	<p>a 保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。</p> <p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。</p> <p>(注)「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断をすること。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。</p>	<p>・転落防止設備がない。</p> <p>・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="874 1003 1422 1279"> <tr> <td data-bbox="874 1003 951 1066">常用</td> <td data-bbox="951 1003 1422 1066">① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1066 951 1279">避難用</td> <td data-bbox="951 1066 1422 1279">① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段	<p>設備がない ・ 設備がある</p> <p>いずれも満たしていない(基準第3の設備設置及び訓練もなされていない)</p> <p>・</p> <p>いずれも満たしていない(基準第3の設備設置及び訓練がなされている)</p> <p>・</p> <p>いずれかを満たしている</p>
	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段						
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段							
2 保育室が3階の場合の条件	<p>a 耐火建築物であるか。</p> <p>b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。</p>	<p>・建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)</p> <p>・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていない。</p> <table border="1" data-bbox="874 1659 1422 1966"> <tr> <td data-bbox="874 1659 951 1787">常用</td> <td data-bbox="951 1659 1422 1787">① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1787 951 1966">避難用</td> <td data-bbox="951 1787 1422 1966">① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	<p>耐火建築物でない ・ 耐火建築物である</p> <p>設けられていない ・ 設けられている</p>	
常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段							
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段							

指 導 準 基	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	2 保育室が3階の場合の条件	c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	・避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	な い ・ あ る
		d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	な い ・ あ る
		e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記eを満たしていない。	満たしていない ・ 満たしている
		f 保育室その他乳幼児が入り出し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。	な い ・ あ る
			・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	あ る ・ な い
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・左記gを満たしていない。	満たしていない ・ 満たしている
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・左記hを満たしていない。（防災物品の表示にも努めること）	満たしていない ・ 満たしている

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果				
第 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	3 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可) 	耐火建築物でない ・ 耐火建築物である				
		b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていない。 <table border="1" data-bbox="874 546 1422 1128"> <tr> <td data-bbox="874 546 949 685">常用</td> <td data-bbox="949 546 1422 685"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 685 949 1128">避難用</td> <td data-bbox="949 685 1422 1128"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 </td> </tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	いずれも満たしていない ・ いずれも満たしている
		常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段					
		避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段					
c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。 	な い ・ あ る						
d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 	な い ・ あ る						

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	3 保育室が4階以上の場合の条件	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・左記 e を満たしていない。	満たしていない ・ 満たしている
		f 保育室その他乳幼児が入り出し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。 ・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	な い ・ あ る あ る ・ な い
		g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。	・左記 g を満たしていない。	満たしていない ・ 満たしている
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。	・左記 h を満たしていない。 (防災物品の表示にも努めること)	満たしていない ・ 満たしている
5 保育内容	1 保育の内容 ※ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	・デイリープログラム等が作成されていない。	作成していない ・ 作成している
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。	・汚れたときの処置が不適当	処置が不適当 ・ 処置が適切
		(a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。	・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。（幼児）	確保されていない ・ 確保されている
		(b) 必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・外気浴の機会が適切に確保されていない。（乳児）	確保されていない ・ 確保されている
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・テレビやビデオを見せ続けている。	見せている ・ 見せていない
		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	関わっていない ・ 関わっている
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・遊具がない。	な い ・ あ る
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。	・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。	要改善点がある ・ 要改善点はない
		※ テレビは含まない。	・大型遊具を備えるにあつては、その安全性（固定状況等）に問題がある。	問題がある ・ 問題がない

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第5 保育内容	2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・施設内研修等の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	努めていない ・ 努めている
	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	欠けている ・ 配慮している
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	a 入所（利用）乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。	通告等が行われていない ・ 通告等が行われている
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	心がけていない ・ 心がけている
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。	整備されていない ・ 整備されている
	(3) 保育室の見学	a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	対応していない ・ 対応している

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 6 給 食	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌しているか。	・使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。	実施していない ・ 実施している
		b 調理室が清潔に保たれているか。	・汚れている。残飯等が放置されている。	放置されている ・ 放置されていない
		c 調理方法が衛生的であるか。	・不適切な事項がある。	あ る ・ な い
		d 配膳が衛生的であるか。		あ る ・ な い
		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	・（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。	あ る ・ な い
		f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	不適切な事項はある ・ 不適切な事項はない
	2 食事内容等の状況 (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・配慮されていない。	配慮していない ・ 配慮している
		b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。 アレルギー疾患を有する子どもについて保護者と連携し、医師の診断書及び指示に基づき、対応しているか。		配慮していない ・ 配慮している
		[市販の弁当等の場合] c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	行われていない ・ 行われている
		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	作成されていない ・ 作成されている
(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。	あ る ・ な い	
		・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。		

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果	
第 7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。	行っていない ・ 行っている 受けていない ・ 受けている	
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	していない ・ している していない ・ している	
		2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。	行っていない ・ 行っている 行っていない ・ 行っている
			3 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。	・入所（利用開始）時に実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。
	b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。		していない ・ している していない ・ している 不 備 ・ 整 備	
	c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。		未作成 ・ 作 成 不十分 ・ 十 分	
	4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。		・実施されていない。	していない ・ している
		b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	していない ・ している 回数不足 ・ 適正実施	

指 導 準 基	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 7 健康管理・安全確保	5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	な い ・ あ る
	6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。	不 適 切 ・ 適 切
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めているか。	・治療の判断をもつばら保護者に委ねている。	委 ね っ て い る ・ 委 ね て い な い
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	共 用 し て い る ・ 共 用 し て い な い
	7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	払 っ て い な い ・ 払 っ て い る
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	不 足 ・ 適 切
		c 施設敷地内、建物内では禁煙を厳守しているか。	・施設敷地内、建物内で喫煙している。	し て い る ・ し て い な い
	8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。	策 定 し て い な い ・ 策 定 し て い る
			・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	配 慮 し て い な い ・ 配 慮 し て い る
		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。	周 知 し て い な い ・ 周 知 し て い る
			・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。	実 施 し て い な い ・ 実 施 し て い る
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	周 知 し て い な い ・ 周 知 し て い る	

指 導 準 基	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 7 健康管理・安全確保	8 安全確保	d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	な い ・ あ る
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にしているか。	・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	分けていない ・ 分けている
		f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。	実施していない ・ 実施している
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。	・定期的な点検が行われていない。	行っていない ・ 行っている
		h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・囲障はあるが、施設等が不十分。	不十分 ・ 適 切
		i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	確認していない ・ 確認している
		j 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて i に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。	・当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。	備えていない ・ 備えている 用いていない ・ 用いている
		k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	・定期的な訓練が実施されていない。	実施していない ・ 実施している
		l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	備えていない ・ 備えている

指 導 準 基	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 事 項	点 検 結 果
第 7 健康管理・安全確保	8 安全確保	m 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。	・「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号通知)に基づく報告が行われていない。	行っていない ・ 行っている
		n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。	記録していない ・ 記録している
		o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・重大事故の再発防止策及び事後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	措置していない ・ 措置している
第 8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。	・全く掲示されていない。	掲示していない ・ 掲示している
		a 設置者の氏名又は名称及び施設管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由	・左記 a～n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。	不十分 ・ 適切
		g 入所（利用）定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時における関係機関の連絡先、保護者との連絡方法 l 非常災害時の関係機関の連絡先、保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法	・「ここ de サーチ」に情報が全く掲載されていない。	掲載していない ・ 掲載している
		m 虐待の防止に関する研修の実施状況、マニュアルの作成状況 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、命令の内容を含む。)	・「ここ de サーチ」に左記 a～n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。	不十分 ・ 適切

指導基準	調査事項	調査内容	評価事項	点検結果
第8 利用者への情報提供	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者による書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。	交付していない ・ 交付している
		・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。	不十分 ・ 適切	
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。	説明していない ・ 説明している
			・説明はされているが、内容が不十分	不十分 ・ 適切
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	備えていない ・ 備えている 不十分 ・ 適切
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿（労働基準法第 107 条） ・賃金台帳（労働基準法第 108 条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 109 条）	・左記の帳簿等の整備状況が不十分。	不十分 ・ 適切
	2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	備えていない ・ 備えている 不十分 ・ 適切